⑷　傍聴人が多数となり、全員が公聴会の場所に入場することが困難な場合には、議長が別に定める場所において、音声機器等により公聴会を傍聴させることがある。
⑸　議長は、議長の指示に従わず、公聴会の進行を著しく妨げる行為を行った者を退去させることがある。
⑹　議長は、⑴から⑸までのほか、公聴会の円滑な進行を図るために必要な措置を講ずることがある。
7　意見を聴こうとする事項に関する資料の閲覧場所
農林水産省消費・安全局植物防疫課（東京都千代田区霞が関１丁目２番１号）
横浜植物防疫所（神奈川県横浜市中区北仲通５丁目57番地　横浜第２合同庁舎内）
名古屋植物防疫所（愛知県名古屋市港区入船２丁目３番12号　名古屋港湾合同庁舎内）
神戸植物防疫所（兵庫県神戸市中央区波止場町１番１号　神戸第２地方合同庁舎内）
門司植物防疫所（福岡県北九州市門司区西海岸１丁目３番10号　門司港湾合同庁舎内）
那覇植物防疫事務所（沖縄県那覇市港町２丁目11番１号　那覇港湾合同庁舎内）
東北農政局消費・安全部安全管理課（宮城県仙台市青葉区本町３丁目３番１号　仙台合同庁舎内）
関東農政局消費・安全部安全管理課（埼玉県さいたま市中央区新都心２番地の１　さいたま新都心合同庁舎２号館内）
北陸農政局消費・安全部安全管理課（石川県金沢市広坂２丁目２番60号　金沢広坂合同庁舎内）
東海農政局消費・安全部安全管理課（愛知県名古屋市中区三の丸１丁目２番２号）
近畿農政局消費・安全部安全管理課（京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町　京都農林水産総合庁舎内）
中国四国農政局消費・安全部安全管理課（岡山県岡山市北区下石井１丁目４番１号　岡山第２合同庁舎内）
九州農政局消費・安全部安全管理課（熊本県熊本市西区春日２丁目10番１号　熊本地方合同庁舎内）

公　告

諸　事　項

第三者所有物の没収に関する公告

平成28年11月25日
大阪地方検察庁検察官

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第２条第２項の規定により、下記のとおり公告する。
下記の物の所有者は、平成28年12月９日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。

記

1　係属裁判所　大阪地方裁判所第３刑事部合議係
2　被告事件名　国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律違反
3　被告人氏名　裏辻　正道
4　公判期日　未定
5　没収すべき物の品名、数量、その他その物を特定するに足りる事項
現金46,408円（平成28年領第5586号符号15）
現金423,000円（同号符号16）
現金15,000円（同号符号17）
現金95,000円（同号符号18）
現金23,000円（同号符号21）
現金8,000円（同号符号22）
現金4,000円（同号符号23）
現金24,000円（同号符号24）
現金52,000円（同号符号25）
現金102,000円（同号符号26）
現金5,000円（同号符号27）
現金4,000円（同号符号28）
現金39,000円（同号符号29）
現金12,000円（同号符号30）
現金8,000円（同号符号31）
現金1,000円（同号符号32）
現金6,000円（同号符号33）
現金4,000円（同号符号34）
現金99,000円（同号符号35）
現金219,000円（同号符号36）
金融機関名　株式会社ゆうちょ銀行
口座の種類　通常貯金口座
記号番号　15480―11545751
口座名義人　裏辻　恵梨
没収対象金銭債権　貯金債権のうち、49,311円に相当する部分
金融機関名　株式会社三井住友銀行港支店
口座の種類　普通預金口座
口座番号　1541257
口座名義人　裏辻　正道
没収対象金銭債権　預金債権のうち、71,004円に相当する部分
6　没収の理由となるべき事実の要旨
被告人は、営利の目的で、みだりに
⑴　氏名不詳者らと共謀の上、平成28年６月５日、大阪市浪速区敷津東１丁目８番19号先路上において、津波古清香に対し、覚せい剤であるフエニルメチルアミノプロパン塩酸塩の結晶約１グラムを代金１万3000円で譲り渡し
⑵　福島直弥及び氏名不詳者らと共謀の上、同月７日、同区敷津東１丁目９番16号先路上において、前記津波古に対し、覚せい剤であるフエニルメチルアミノプロパン塩酸塩の結晶約0.962グラムを代金１万3000円で譲り渡し
⑶　氏名不詳者らと共謀の上、覚せい剤を譲り渡す意思をもって、同年５月30日から同年６月４日までの間、７回にわたり、同区内において、前記津波古に対し、覚せい剤様のもの合計約10グラムを覚せい剤として代金合計13万円で譲り渡し
たほか、覚せい剤を譲り渡す意思をもって、同年１月22日から同年６月14日までの間、多数回にわたり、大阪府内又はその周辺において、前記津波古ほか多数人に対し、覚せい剤様のものを覚せい剤として有償で譲り渡し、もって覚せい剤を譲り渡す行為と薬物犯罪を犯す意思をもって薬物その他の物品を規制薬物として譲り渡す行為を併せてすることを業としたものである。

工場財団

島根県出雲市西郷町字小池718番地**ヒラタ精機株式会社**の工場財団に島根県出雲市西郷町字小池718番地ヒラタ精機株式会社の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。
平成28年11月25日
松江地方法務局出雲支局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成28年11月25日
東北地方整備局長　川瀧　弘之
1　処分をした年月日　平成28年11月４日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社トラストワン　森　　雄太　福島県南相馬市原町区日の出町216－１　国土交通大臣許可（般－23）第24261号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年10月18日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成28年11月25日
関東地方整備局長　大西　　亘
1　処分をした年月日　平成28年10月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ブレーメン　石川　浩之　東京都新宿区西新宿７－５－20―402　国土交通大臣許可（特―26）第24857号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業及びとび・土工工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年９月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。